

安全で衛生的な飲み水確保のため 貯水槽水道はただしく管理しましょう

●貯水槽水道ってなに？

学校、病院、アパートなど比較的大きな施設や住宅などでは、宮古島市から供給される水道水を「受水槽」にためてから利用している場合があります。このような水道施設は「貯水槽水道」と言います。受水槽の有効容量によって「簡易専用水道」と「小規模受水槽水道」に分けられます。

受水槽に入るまでの水は宮古島市水道事業が責任をもって管理しますが、受水槽以降の水の管理責任は、設置者が負います。

貯水槽水道の種類

① 簡易専用水道

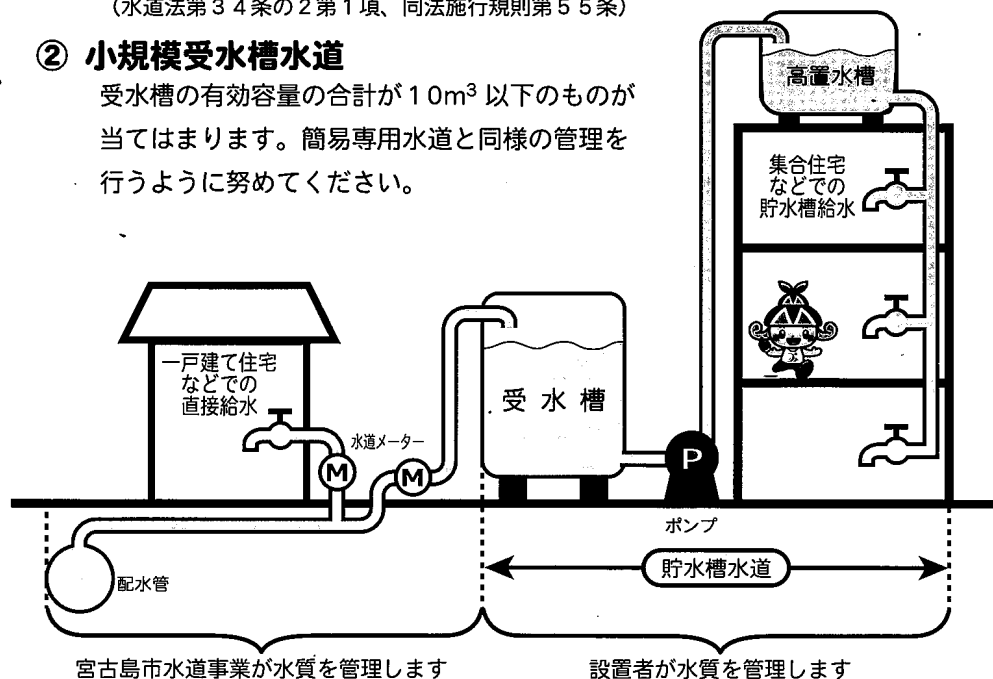
受水槽の有効容量の合計が10m³を超えるものが当てはまります。

管理基準にしたがって管理することが水道法により義務づけられています。

(水道法第34条の2第1項、同法施行規則第55条)

② 小規模受水槽水道

受水槽の有効容量の合計が10m³以下のものが当てはまります。簡易専用水道と同様の管理を行うように努めてください。



宮古島市水道事業が水質を管理します

設置者が水質を管理します

貯水槽水道のしくみと、水質管理責任の範囲

施設によっては、ポンプや高架水槽がない貯水槽水道もあります。

●なぜ管理が必要なの？

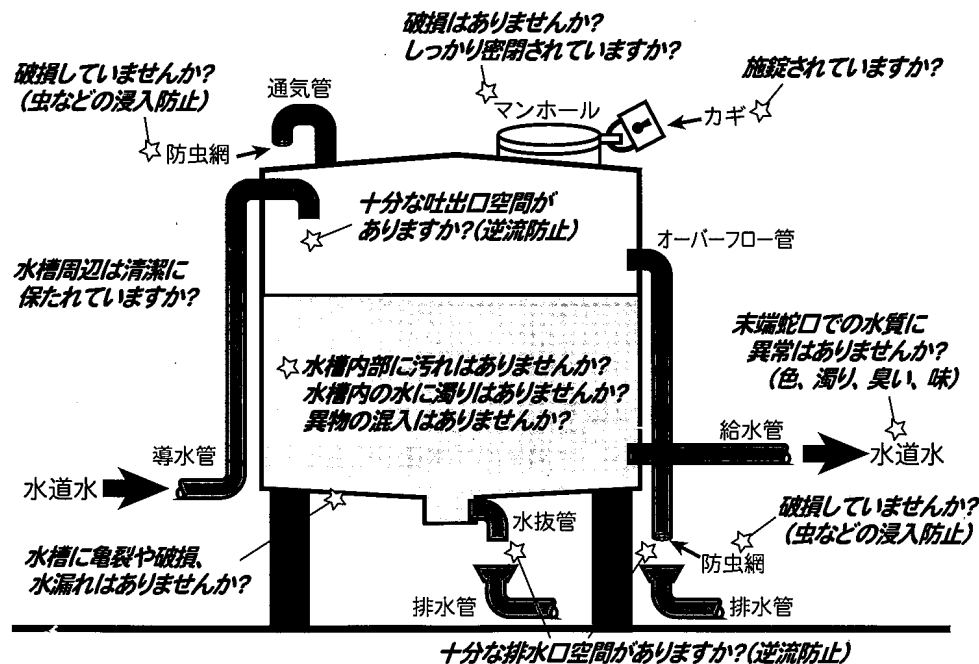
貯水槽水道、同じ受水槽から多くの人に飲み水を供給します。万が一、受水槽や関連施設が原因となって飲み水が汚染されたとき、一度に多くの人健康被害を受ける可能性があります。そこで水道法では貯水槽の有効容量の合計が10m³を超える施設を「簡易専用水道」として、適切な管理を設置者に義務づけているのです。小規模受水槽水道(10m³以下)でも同様の管理が求められています。

●どんな管理が必要なの？

日常的な管理 … 施設の点検、簡易な水質検査(下図参照)。

水槽の定期清掃(年1回)… 専門知識・技能を持つ人による清掃が望ましいです。

定期検査の受検(年1回)… 厚生労働大臣の登録を受けた検査機関による検査。



一般的な受水槽・高架水槽の構造と日常的な管理

●貯水槽水道を設置している方へ

以下は、簡易専用水道に対する水道法および市条例による義務づけですが、小規模貯水槽水道も同様の対応に努めて下さい。

貯水槽水道から給水する水が**人の健康を害するおそれがある**とわかったときは、直ちに給水を停止して、その水を飲まないように利用者に知らせなくてはなりません。また給水停止の旨を市に届け出て下さい。

人の健康を害するおそれがある場合の例

- ❖ 水槽内に動物の死骸があった
- ❖ 水槽内に汚水や薬品等の流入・混入があった
- ❖ 水の臭いや味が異常

定期検査の結果、**特に衛生上問題があると指摘された**ときは、設置者はその内容を市に届け出るとともに、速やかに施設の改善を行うなどの対策をとらなくてはなりません。

特に衛生上問題がある場合の例

- ❖ 水槽やマンホール、通気管などが著しく破損し、汚水、雨水などの流入、ゴミの混入のおそれがある
- ❖ 蛇口での水質検査の結果で、異常があった
- ❖ 水槽内に著しい汚れ、藻類の繁茂があった
- ❖ 検査機関が、特に衛生上の問題を指摘した



次のようなときは、市に届け出て下さい。

- ❖ 簡易専用水道を設置する（☞簡易専用水道の設置を計画している方へ）
- ❖ 簡易専用水道を廃止、または休止した
- ❖ 簡易専用水道の設置者の氏名・住所が変わった、他の人に代わった
- ❖ 人の健康を害するおそれがあったので、給水を緊急停止した（上述）
- ❖ 定期検査結果で「特に衛生上の問題がある」と指摘された（上述）

●簡易専用水道の設置を計画している方へ

市条例により、次の届出や検査が義務づけられています。安全な飲み水の確保に関わる問題ですので、ご理解とご協力をお願いいたします。

- ① 簡易専用水道の設置工事着手の事前の届出（着手の30日前までに）
届け出た工事内容に変更が生じた場合も同様。
- ② 給水開始前の水質検査、施設検査の実施
- ③ 給水開始前検査の結果の届出（給水開始の前日までに）

●専用水道について

宮古島市水道事業からの給水とは別に、独自に水源から生活用水を給水する場合がありますが、次のいずれかに当てはまるときは「専用水道」と呼ばれます。

- ① 100人を超える居住者に給水
- ② 1日の最大給水量が20m³以上

また貯水槽水道でも、水槽の有効容量の合計が100m³を越える場合、または口径25mm以上の導管延長が1,500mを越える場合も専用水道となります。専用水道は給水規模が大きいため、万が一事故が発生したときには、被害規模も大きくなることから、水道法及び条例により、安全確保のための決まりごとが多くあります。詳しくは、下記のお問い合わせ先までご連絡下さい。

●市条例について

専用水道、簡易専用水道、小規模貯水槽水道は、いずれも水道法で飲み水の衛生、安全性確保のための決まり事が定められています。宮古島市は、水道法に基づく衛生管理指導を行うため**宮古島市専用水道及び簡易専用水道の衛生管理に関する条例**を制定しています（小規模受水槽水道については**宮古島市水道事業給水条例**）。

●お問い合わせ

❖ **専用水道・簡易専用水道については**

宮古島市 生活環境部 環境衛生課 自然環境係

〒906-0006 平良字西仲宗根565-6(クリーンセンター内) 電話 0980-72-5339

❖ **小規模受水槽水道については**

宮古島市 上下水道部 水道施設課 施設係

〒906-0012 平良字西里794-3 電話 0980-72-2651

専用水道・簡易専用水道に関する事務は、平成24年4月1日付けで沖縄県環境生活部生活衛生課より宮古島市上下水道部下水道課地下水保全係に移管されました。平成25年4月1日より宮古島市組織改編により、地下水保全係は下水道課から環境衛生課に移ります。